

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長選考に係る意向調査実施要領

令和5年6月21日
沖芸大規程第25号

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長選考規程（令和5年沖芸大規程第135号。以下「選考規程」という。）第6条第3項に基づく意向調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向調査の実施方法)

第2条 選考規程第6条第3項に規定する意向調査は、調査用紙に記入する方法（以下「直接記入調査」という。）またはインターネットを利用して行う方法（以下「オンライン調査」という。）により行う。

2 調査は、理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が定める調査日及び調査時間に行うものとする。

(意向調査の学内周知)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項を調査日の10日前までに意向調査対象者に周知しなければならない。

- (1) 意向調査の実施方法
- (2) 調査日及び調査時間
- (3) 直接記入調査又はオンライン調査の希望確認
- (4) 直接記入調査場所
- (5) その他意向調査に必要な事項

2 前項の周知は、学内各キャンパスへの掲示と意向調査対象者に対するメールにより行うものとする。

(意向調査対象者)

第4条 意向調査対象者は、選考規程第4条第1項第2号に規定する有資格者で、前条第1項の規定による周知の日（以下「周知日」という。）に沖縄県立芸術大学に在職する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、周知日に休職中、休業中又は停職中の者は、意向調査対象者になることができない。

(意向調査対象者名簿)

第5条 選考会議は、調査周知日以後、遅滞なく、意向調査対象者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(調査方法)

第6条 調査は、意向調査対象者1人につき1回とし、記号により行う。

2 直接記入調査の場合、調査日に不在の場合は認めない。

3 直接記入調査、オンライン調査いずれも代理は認めないものとする。

4 調査用紙（様式第2号）は、調査の当日、直接調査記入場所において、意向調査対象者と意向調査対象者名簿を照合のうえこれを交付するものとし、オンライン調査希望者

には、調査当日までにメールにて通知する。

- 5 調査は、直接記入調査の場合、調査用紙に氏名が印刷された選考対象者の中から1人を選択して、調査用紙の記号を記載する欄に○の記号を記入して、これを調査箱に入れる方法により行うものとする。
 - 6 オンライン調査の場合は、インターネットを利用し選考対象者の中から1名を選択する。
 - 7 次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - (1) 所定の調査用紙を用いない場合
 - (2) ○の記号以外の文字や記号が記載されている場合
 - (3) 記載事項が不明確な場合
 - (4) 2人以上の選考対象者に対して○の記号を記載した場合
 - (5) 何等の記載もない場合
 - (6) どの選考対象者に○の記号を記載したか確認し難い場合
- (調査立会人及び確認作業立会人)

第7条 理事長選考会議は、調査立会人及び確認作業立会人として、大学の常勤の職員（選考対象者及び選考対象者の推薦者を除く。）のうちから直接記入調査及びオンライン調査にそれぞれ3名を選任し、調査立会では常時2名以上を配置し、調査結果の確認作業では2名を配置するものとする。

- 2 調査立会人及び確認作業立会人は、調査又は確認作業に立会い、意向調査が公正に執行されるよう努めなければならない
- 3 選考会議は、必要があると認めるときは、調査立会人及び確認作業立会人以外の者を調査又は確認作業に立ち会わせることができる。
(確認作業等)

第8条 確認作業は、調査時間終了後、速やかに行うものとする。

- 2 確認作業立会人は、作業確認及び集計が公平かつ公正に行われるよう、第6条第7項の規定に基づき、調査の効力の決定を行うものとする。
- 3 確認作業立会人は、作業確認及び集計が公平かつ公正に行われたことを証するため、意向調査確認記録（様式第3号）を作成し、署名・押印の上、選考会議へ提出するものとする。
(庶務)

第9条 意向調査の庶務は、事務局総務課で行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、意向調査に関し必要な事項は選考会議が別に定める。

附 則（令和5年6月21日理事長選考会議議長決定）

この要領は、令和5年6月21日から施行する。